

社会データ構造化センター社会調査データ利用規約

2023年3月30日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設社会データ構造化センター（以下、「本センター」といいます。）は、統計数理研究所及び本センター等で実施した各種社会調査プロジェクトの調査データを、各研究者から提供を受け、これを利用者に提供する事業を行います。

本調査データ利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、データの提供を受ける者（以下、「利用者」といいます。）が、本センターより提供を受けた調査データを、自らの研究等に利用する際に遵守すべき事項がまとめられています。利用者が、本事業を利用する場合、本規約に掲げる条項のすべてを理解し、かつ同意したものとみなします。

第1(定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 「本事業」とは、本センターが、学術研究・統計教育及び社会調査の普及・啓発活動の推進を目的として、研究者・学生など社会調査に関心のある方を対象にデータセットを提供するための一連の業務をいいます。なお、この業務には利用申請及び利用者管理等に関する諸手続、データセットの提供、利用状況の把握及び分析等の業務を含みます。
- (2) 「データセット」とは、研究者が、一定の目的のために収集、加工、生成等の手段によって作成したデータの集合であって、他の研究者等に配布して学術研究目的に利用できるように整備したものをいいます。
- (3) 「調査データ」とは、本センターが、本事業を通じて利用者に提供する社会調査に関わる一式のデータをいい、当該データの複製物及び当該データの利用に伴う関連資料等を含むものとします。また、調査データのうち、回答者の回答を記録した（分析対象とする）データの本体を、付属資料と区別する場合に「個票データ」と記述することがあります。
- (4) 「利用者」とは、調査データを利用して学術研究などを行うために本事業を利用する法人、組織、団体、個人等をいいます。
- (5) 「共同利用者」とは、利用申請書に利用者グループの構成員として記載された者をいいます。
- (6) 「利用者情報」とは、利用者が提出した利用申請書及び利用報告書等に記載された利用者の氏名、所属、メールアドレス等の情報をいいます。
- (7) 「申請者」とは、調査データの利用を希望し、利用申請を行う者（個人、法人、団体、組織等）をいいます。

- (8) 「申請代表者」とは、共同研究プロジェクトなど調査データを利用する利用者のグループ（法人、団体、組織等）を代表するもので、利用申請及びデータの利用・管理、成果報告など本規約に定められた条件が遵守されるよう、グループ内の利用者を監督する義務を負う者をいいます。
- (9) 「データ管理責任者」とは、当該データの共同利用者が利用者グループ内で調査データを適切に管理・運用するように情報セキュリティ対策を統括し、各利用者が適切な情報セキュリティ対策を実施しているかを監督する義務を負う者をいいます。データ管理責任者は、申請代表者と兼務することが可能です。
- (10) 「寄託者」とは、研究活動を行う者（研究者）であって、自ら実施し、関与した調査データを、学術研究、その他社会活動、企業活動のために一定の条件の下で本センターに寄託し、公開に供するものであって、データに対して正当な処分権限のある者をいいます。

第2(調査データの種類)

本センターが提供する調査データは利用資格や利用方法により、「汎用データ」と「研究データ」に分けられます。

- (1) 「汎用データ」とは、オープンアクセスの観点から、研究者に限らず、教育機関や行政機関、報道機関、民間企業などデータの利用を希望する方々に広くデータを利活用していただくことを目的に提供されるデータをいいます。汎用データは、個人情報保護のために、個人を識別できる情報をすべて消去するとともに、個人の属性や調査地点の特性に関わる項目についても、区分を粗くする、項目そのものを削除する等の加工を行うほか、公開すべきではない情報等についても秘匿処理が行われているものをいいます。このため、汎用データは必ずしも調査時に取得された原データとの完全同一性が担保されるものではありませんが、学術研究目的の他、教育（学生の利用、教材の作成等）、行政サービス、報道や広報など幅広い目的での利用が可能です。ただし、もっぱら商用利用目的の申請は認められません。商業利用かどうかについては、別途、社会データ構造化センター社会調査データ利用手引きを作成しましたので、併せてご確認ください。
- (2) 「研究データ」とは、利用目的を学術研究目的に限定した上で、利用申請時に利用申請者自身が、共同利用のときには申請代表者となる者が、e-Rad の研究者番号を保有する者である場合に限定して、可能な範囲で、調査の原データを含めて提供されるデータをいいます。共同研究の場合、申請代表者の下で研究に加わる者については特に研究者番号の保有者に限定するような資格制限を設けていませんが、学術研究機関に属する者であること、学会の会員資格のある者であることを確認したうえで、研究者番号を保有する研究者が申請代表者となり、参加される研究者全員を利用申請書に共同研究者として明記して利用申請してください。

(3) 「汎用データ」「研究データ」は、データの寄託者による利用要件・資格の設定など各種対応の可否により、それぞれ A 群と B 群に分けられます。

(A) A 群とは、寄託者が、提供データに関する各種条件を実施できる体制にあるものをいい、寄託者において利用者を制限し、または、利用者からの一定の質問等に回答することのできる体制にあるものをいいます。ただし、利用者は必要に応じて質問等を行うことができますが、寄託者に回答を義務付けるものではありません。

(B) B 群とは、寄託者が退官、退職するなどして、提供データに対する各種条件を実施することができないか、質問等に回答することができない環境にある場合において、引き続き公開を維持する価値があるとされたものであり、利用者はこれらのデータについても利用することのできるものをいいます。B 群のデータは、寄託者による対応が困難であり、データ利用によって生じる一切のトラブルや損害に対しては、利用者において解決するものとし、寄託者及び本センターは一切の責任を負わないものとします。この前提の上で、利用申請を行ってください。

第3(申請資格)

1 利用を希望する調査データの種類により、次の通りの申請資格、申請条件があります。

(1) 汎用データ

汎用データはどなたでも申請可能です。ただし、調査データを調査の目的に応じて適正に利用できる方とします。未成年者は申請代表者となることはできません。学術・教育機関に所属する指導教員が、教育目的等で利用する場合には、指導教員が申請代表者となり申請を行い、その担当する科目名、シラバス (URL)、履修 (予定) 人数など必要事項を申請書において記載して下さい。

申請の際には、利用目的などについても明記して申請をするようにして下さい。

なお、広く利用することが可能ですが、もっぱら商用利用する場合には利用が許諾されません。

いずれの場合にも、寄託者により調査データに付された利用条件を充たしていることを確認して下さい。

(2) 研究データ

研究データは研究者が学術研究目的で利用する場合に限り申請を行うことができます。e-Rad の研究者番号を保有している研究者のみが申請者または申請代表者としての申請資格を有します。申請代表者以外の共同利用者となる研究者については、研究者番号の有無を問わず研究グループに参加することが可能です。大学院在籍中の学生であっても、学会に属する者である場合や民間企業に所属する研究者が研究データの利用を希望する場合には、研究者番号を保有する研究代表者の下で、研究グループの構成員であることを明記して、申請代表者において利用申請を行ってください。

※研究データの利用資格は、個人情報保護法が定める「学術研究機関等」に所属する研究者

に限定します。これに該当しない民間企業・行政機関に所属する方、また所属機関を持たない方(学会に属さない大学院生・学生を含む)は研究グループに参加することはできません。汎用データの利用申請をご検討ください。

2 本センターが研究者や学術研究機関等より寄託を受けて公開しているデータには、データの寄託者が本規約とは別に利用要件・申請資格を定めている場合があります。その場合には、寄託者の定める利用要件・申請資格に従うものとします。

3 本規約に定める申請目的・申請資格以外での利用を検討されている場合、事前に本センターまで相談ください。特に営利を目的とした商用での利用については、申請前に利用内容について本センターに相談下さい。

第4(利用許諾の取得)

利用者は、本事業の所定の手続きに従って、本規約に定める利用条件に同意し、利用申請書を提出するものとします。利用者の申請行為は、本センターを通して提供された寄託者(研究者)に提供され、あらかじめ示されている利用条件を満たしているほか、当該研究者の許諾を条件として利用可能となります。汎用データを同一の研究・教育目的などで利用するプロジェクト単位で利用申請する場合、原則として、所属機関が同一の利用者で構成される利用者グループでのみ申請可能です。所属機関等が異なる場合には、個別に申請してください。

第5(制限等)

1 本センターは、学術研究・社会調査・統計教育及び社会調査の普及・啓発活動の推進、並びに社会活動に有益かつ適正な利用を目的として調査データを提供します。利用者は、調査データを申請し、寄託者の許諾を得た利用目的以外には原則として利用することはできないものとします。

利用目的の追加・変更がある場合には、直ちに本センターに利用目的の追加・変更を届け出てください。本センターにおいて、申請された内容をもとに利用目的の追加・変更の許諾を審査します。利用目的の追加・変更が本センターから許諾された場合、許諾の通知以降に追加・変更した目的での利用が可能となります。

2 汎用データの利用者は、提供を受けた調査データを用いて回答者個人を特定しようとするいかなる行為も行ってはならないものとします。また、調査データを構成するデータを、特定の個人と関連づけるいかなる行為も行ってはならないものとします。

3 利用申請書に記載された利用者以外の者の調査データの利用を禁止します。また、調査データを元に加工されたデータ(元のデータの一部または全体の複製を含みます。)を含めて、利用申請書に記載された利用者以外の第三者(以下、「第三者」といいます。)へ提供することを原則として禁止します。

4 利用者は提供を受けた調査データを、原則として、研究等の目的で利用するものであつ

て、主要な目的が商用利用である場合には利用することはできません。ただし、研究論文等での引用（出典表示等）などは著作権法等を遵守し、かつ発表する論文等を当センター及び寄託者に提供することを条件として、利用することができます（第8参照）。

5 指導教員等が教育利用目的で調査データ（汎用データ）利用の申請を行い、大学等の講義・授業で調査データを利用する場合には、利用申請書にはその旨を記載し、使用範囲、使用期間、管理方法などにつき、詳細を記載してください。

6 指導教員等が、調査データを提供した履修者につき、以下の準備を行い、履修者名簿を保管することで、上記3の第三者の例外として、履修者による調査データの利用を認めます。

- ① 調査データの利用に際しては、履修者に「社会データ構造化センター社会調査データ利用規約」を説明し、利用規約への同意を得てください。
- ② 情報漏えい等の事故が発生した場合に、原因究明などの必要から履修者への問い合わせなどが必要となったときに備え、問い合わせのできる体制を確保してください。
- ③ 履修者から履修者名簿を本センターに提出するために必要な同意を得ておいてください。
- ④ 履修者に対してデータの管理・情報セキュリティ対策に関する教育を実施してください。
- ⑤ 利用者は、履修者が適切に調査データを利用するよう監督し、データ漏えい等の事故が発生した場合には、速やかに本センターに報告してください。

7 委託契約などの契約関係にある第三者（法人を含む）がデータ分析などを実施する場合、またはデータ分析を行った結果を契約関係にある第三者に提供することを目的として利用申請する場合は、事前に本センターに相談してください。

8 利用者は、データセットを構成するデータに、著作権等の商業的権利の他、人権、プライバシー等の侵害のおそれがある内容（以下、「権利侵害の可能性がある情報等」という。）が含まれていることを確認した場合、直ちに当該データの利用を中止するとともに、本センターに報告し、本センターの指示に従ってください。また、利用者は、当該権利侵害の可能性がある情報等や権利侵害の可能性がある情報が含まれていることを類推させる情報を、第三者に開示してはならないものとします。

第6(調査データの取得方法)

1 利用者は、利用申請が許諾されたデータを、本センターが用意するサーバからダウンロードすることにより、無償で本事業を利用することが可能です。ただし、本センターが定める方法とは別の手段により調査データの提供を利用者が希望する場合、調査データを提供した寄託者の同意のもとで許可することがありますが、その場合には利用者がデータ提供に係る費用を負担することとします。

2 利用者は、サーバからのダウンロードにより調査データの提供を受けた場合、本センタ

一から提供を受けたデータセット及びその取得に関する情報（データ取得のための URL や ID、パスワードなど）を適切に管理するとともに、第三者への提供または漏えいがないように適切に管理する義務を負うものとします。

3 利用者は、物理的媒体の送付によりデータセットの提供を受けた場合、利用者以外の第三者に提供データが利用されることがないように、当該物理的媒体を適切に管理する義務を負うものとします。

第7(調査データの管理)

1 利用者は、以下の原則にしたがって、調査データ等を適切な環境の下で管理・利用するよう努めるものとします。

- ・ 調査データを操作（格納、処理、表示等を含む）する計算機、端末及び通信設備等に対して、物理的及び技術的に適切な情報セキュリティ対策を行うこと、
- ・ 申請書に規定される範囲内に利用者が限定されることに留意し、調査データ等を第三者がアクセスできる環境に置かないこと
- ・ 共同利用の場合は、本規約の規定のほか、申請代表者、データ管理責任者により設定される管理ポリシー、遵守手順、セキュリティ対策等のルールを遵守すること

2 共同研究プロジェクトなど調査データをグループで利用する場合、利用者は、データ管理責任者を任命するものとします（申請代表者と兼務可）。異なる機関に所属する研究者によって構成される研究グループで、研究データの利用申請を行う場合には、研究機関ごとにデータ管理責任者を任命してください。データ管理責任者は、適正にデータの利用・管理が行われているか、監督してください。

3 万が一、データ漏えいやデータを保存した媒体を紛失するなどの事態が発生した場合は、速やかに本センターに対し、その旨を連絡し、本センターの指示に従うものとします。

第8(研究成果の公表)

1 利用者は、調査データを利用して論文、学会報告、報道発表など何らかの成果（以下、「成果」といいます。）を公表する場合、必ず本センターが指定するクレジットを表記し、本事業により調査データの利用を受けたことを明示してください。

成果の公表に関し、本センターが指定するクレジット表記を行うことが難しい場合は、事前に本センターにご相談ください。

2 利用者は、成果を公表した場合は、当該成果にかかる出版物等の資料の印刷物または電子データ及び当該資料の文献情報等（以下、「成果情報」といいます。）を本センターへ提出するものとします。提供された各種データは、調査データを提供した委託者に開示するものとします。

3 利用者は、成果の公表といえども、成果情報を研究成果に利用する場合には、著作権法の定める引用方法に従うものとします。個票データから得た、特定の個人及び組織を識別す

ることのできる情報、人権やプライバシーの侵害につながる情報、その他公序良俗に違反する情報等を記述してはならないものとします。

4 個票データの自由記述式の回答の全部または一部を成果に引用する場合、事前に本センターに相談してください。

第9(利用期間および報告書等の提出)

1 本事業で提供される調査データの利用期限は利用許諾日から1年間とします。継続して利用を希望する場合には、継続利用申請書の提出が必要になります。利用許諾の日から1年が経過する前に再利用申請書を提出してください。

2 利用者は、データセットの利用状況及びデータセットを利用した研究活動状況を記載した利用報告書を本センターへ提出するものとします。

3 利用者が提出すべき利用報告書の提出期限は9月末もしくは3月末です。利用許諾から1年を超えない範囲で利用状況等を報告してください。

4 調査データの継続利用を希望しない場合、継続利用申請書が期日までに提出されない場合は、利用廃止となります。ただし、論文の検証や分析の再現のために必要な部分や、研究記録として保管するための保存についてはこの限りではありません。保管継続する場合には、十分な情報セキュリティ対策を施し、調査データの漏えい等の事故が発生しないように対応してください。

5 利用目的を達し、利用継続申請を行わなかった調査データは、散逸等を防止するため、必ず消去・廃棄してください。

6 調査データの利用の再開を希望する場合、再度の利用申請が必要となります。利用申請手続きを行ってください。

7 調査データの利用期間終了後も本規約に定められた責務が消滅するまで有効に存続するものとします。

8 利用者は、利用者情報に変更が生じた場合は、速やかにこれを本センターに報告するものとします。

第10(利用者提出情報等の利用)

本センター及び寄託者は、利用者が本センターに提出した情報を、次の各号に定める方法で自ら利用することができるものとします。

- (1) 利用申請書を、所定の審査で利用すること
- (2) 利用申請書及び利用報告書を、データセットの利用状況確認で利用すること
- (3) 利用者情報を、本事業に関する連絡・書類作成・管理等の業務及び集計で利用すること
- (4) 利用者情報及び研究成果情報を、データセットを利用した研究成果等の収集・整理・分析等で利用すること
- (5) 研究成果情報や本事業を利用した利用者数やその所属機関名など統計情報を、本事業

の成果として出版物やウェブサイト等に公表すること

第11(データの利用停止及び事業の終了)

- 1 本センターは、利用者において本規約に違反する行為があり、本センターからの通告にもかかわらず改善されない場合、本事業の提供を中止または終了することがあります。
- 2 本センターより本事業提供終了の通告があった場合、利用者はデータの利用を停止し、速やかにデータを廃棄してください。
- 3 本センターは、利用者が行った行為（故意であるかないかを問わない。）に起因して本事業の実施に著しい支障が生じた場合、利用者への事前の通知なしに本事業の提供を中止または終了することがあります。
- 4 本センターは、やむを得ない事情がある場合、本事業を中止または終了することができるものとします。

第12(損害賠償)

利用者は、本規約及び利用許諾契約に違反したことにより、本センター、調査データを提供した寄託者に損害を与えた場合、本センター、当該寄託者に対して与えた損害につき、賠償する責任を負うものとします。

第13(免責事項)

- 1 本センターは、本事業及び本事業を通じて提供するデータセットの内容について、次のものを含むいかなる保証をするものではありません。
 - ① 本事業及び調査データが利用者の利用目的を満たすものであること
 - ② 本事業が利用者の求める時に提供されること
 - ③ 調査データの内容に誤りがないこと
 - ④ 調査データが何らかの事実を表現したものであること
 - ⑤ 調査データに不正プログラム等の有害なものが含まれないこと
 - ⑥ 調査データが第三者の著作権、その他知的財産権、営業秘密またはプライバシーその他一切の権利を侵害していないこと
- 2 本センターは、利用者が本事業の利用に起因して生じた損失、損害について、一切の責任を負わないものとします。利用者は、第三者から何らかの請求（損害賠償の請求、使用差止め等の請求など内容の如何を問わず、また訴訟の係属の有無を問わない。）を受けた場合は、自己の責任でこれを解決するものとし、本センターはその一切の責を負わないものとします。

第14(規約の変更)

本規約の内容は、本センターの都合により、利用者への事前の通知なしに変更・追加・訂

正されることがあります。変更・追加・訂正は、本センターのウェブサイトに掲示した時点で有効となります。

第15(紛争解決)

本規約は日本法を準拠法とします。本規約または本事業に関して紛争が生じた場合は、利用者及び本センターは誠意をもって協議し、問題を解決することに努めるものとします。

第16(裁判管轄)

当事者間での協議による紛争解決が困難となった場合には、訴訟にて解決するものとし、裁判管轄は東京地方裁判所とします。